

○デジタル庁告示第八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金（令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第一号の給付金をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。